

長崎労働局発表  
令和2年6月29日(月)

長崎労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 池田 秀義  
雇用環境・均等室長補佐 石田 裕子  
雇用環境改善・均等推進指導官 江上 邦子

報道関係者 各位

新型コロナウイルス感染症への対応として、

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」  
「両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)『新型コロナウイルス感染症対応特例』」  
が創設されました

今般の新型コロナウイルス感染症への対応として、次のとおり新たに助成金制度が創設され、申請が開始されましたので、お知らせします。

## 1 「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」

[概要]

令和2年5月7日から同年9月30日までの間に、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に、有給の休暇を与えるための制度を設け、当該制度等の内容を労働者に周知させるための措置を講じている事業主であって、同年5月7日から令和3年1月31日までの間に 当該女性労働者に対して、当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主に対しての助成制度

[支給額・支給要件] 対象労働者1人当たり有給休暇計5日以上20日未満:25万円

\*1事業所当たり20人まで

以降20日ごとに15万円加算(上限額:100万円)

[申請期間] 令和2年6月15日～令和3年2月28日

[助成金HP] [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11686.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html)

## 2 「両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)『新型コロナウイルス感染症対応特例』」

[概要]

新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度(最低20日間取得可能)を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計5日以上(令和2年4月1日～令和3年3月31日までの間に取得した休暇が対象)労働者に取得させた中小企業事業主に対しての助成制度

[支給額・支給要件] 労働者1人当たり 取得した休暇日数が合計5日以上10日未満 20万円  
取得した休暇日数が合計10日以上 35万円  
※1企業当たり5人分まで支給

[申請期間] 支給要件を満たした翌日から起算して2か月以内\*令和2年6月15日より  
受付開始。なお、令和2年6月15日より前に支給要件を満たしていた場合は、  
8月15日が申請期限

[助成金HP]

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/ryouritsu01/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html)

### 3 その他の助成金制度

#### (1) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金

○上限額等の引上げの概要

適用対象は、令和2年4月1日以降に取得した休暇等

・助成金の支給額: 休暇中に支払った賃金相当額×10/10

(1日当たり15,000円を支給上限)

・支援金の支給額: 就業できなかつた日について、1日当たり7,500円(定額)

○対象期間の延長の概要

・対象となる休暇等の期限 令和2年9月30日まで

・申請期間 令和2年12月28日まで

#### (2) 「働き方改革推進支援助成金」職場意識改善特例コース

○事業実施期間を7月31日まで延長

○交付申請期限を7月29日まで延長

○支給申請期限を9月15日まで延長

### 4 申請書の提出先・相談窓口

長崎労働局雇用環境・均等室

〒850-0033長崎市万才町7-1TBM長崎ビル TEL095-801-0050

### 【公表資料】

(別添1) 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金リーフレット

(別添1-2) 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について

(別添2) 両立支援等助成金(介護離職防止支援コース 新型コロナウイルス感染症対応特例)リーフレット

(別添3) 「働き方改革推進支援助成金」職場意識改善特例コースご案内リーフレット

(別添4) 「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」リーフレット